

社会福祉法人豊誠会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊誠会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事会	1日	3,000円
(2) 監事監査	1日	3,000円
(3) 評議員会	1日	3,000円
(4) 第三者委員報告会（日常的な状況把握と意見傾聴）	1日	3,000円
(5) 評議員選任・解任委員会	1日	3,000円

2 理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に関わる報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

3 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(費用弁償の額)

第4条 役員等が理事会、評議員会、第三者委員報告会、若しくは評議員選任・解任委員会に出席し、又は監査を行った場合は、交通費として一回1,000円を支給する。ただし、5キロメートル未満の距離の場合は支給しない。

2 役員等が理事会、及び評議員会、第三者委員報告会、評議員選任・解任委員会、に出席し、並びに監査を行った場合を除くほか、法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席したときは、交通費を費用弁償として支給する。

3 前項の費用弁償の額として、一回1,000円を支給する。ただし、5キロメートル未満の距離の場合は支給しない。

4 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(役員等の執務報酬)

第5条 役員等が理事会、評議員会及び監事監査以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1日3,000円の報酬を支払う。

但し、第三者委員が利用者からの苦情解決を目的とした業務の場合は中立性の確保の観点よりこれを支払わない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。

ただし、税金等法令で定められたものは控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の役員等の執務報酬は勤務実態に応じて毎月15日締め25日払いとすることが出来る。

(重複支給の禁止)

第7条 役員等で法人職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。但し、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りでない。

附 則

1. この規程は、平成 21年 3月19日から施行する。
2. この規程は、平成 21年10月20日から施行する。
3. この規程は、平成 26年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成 29年1月25日から施行する。